

春日部市告示第 249 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和5年5月1日から、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合において、別紙の規約により東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月18日

春日部市長 岩 谷 一 弘

